

平成 28 年経済センサス - 活動調査における
東日本大震災に伴う調査計画の変更について

平成 27 年 11 月

- 平成 26 年経済センサス - 基礎調査では、帰還困難区域、居住制限区域を調査対象地域として指定して調査を実施。
- 居住制限区域は、平成 24 年 7 月 1 日から、一部、事業再開を許可しているところ。ただし、調査対象地域とするかどうかについては被災市町村における調査の実施可能性（役場機能を移転している市町村が多数、居住制限区域の調査について市町村からの情報提供が不可欠）に留意する必要があることから、本年 3 月の調査計画の承認申請時点では基礎調査と同様の調査対象範囲を基本とした。
- その後、居住制限区域についても調査対象地域とすることについて、福島県及び被災市町村と同時並行で調整したところ。複数回の意見交換を踏まえ、この度、居住制限区域を調査対象地域とすることについて調整が整ったことから、調査計画の変更申請を行い承認を得た。

<調査対象範囲>

| 地域属性 | 26 年基礎調査 | 28 年活動調査 (本年 3 月申請時点) | 28 年活動調査 (被災地との調整後) |
|--------------------|----------|--------------------------|------------------------|
| 「帰還困難区域」を含む調査区 | × | × | × |
| 「居住制限区域」を含む調査区 | × | × | ○ |
| 「避難指示解除準備区域」を含む調査区 | ○ | ○ | ○ |